

選挙区調査特別委員会 提出資料

1. 三重県内市町議会議員定数削減一覧表 1
2. 各都道府県議会議員選挙における
選挙区及び定数の見直し状況 2
3. 任意合区対象選挙区の考え方 6

〈参考資料1〉 三重県議会の議員の定数及び選挙区

〈参考資料2〉 三重県議会議員の選挙区と定数の区割図

平成25年3月25日

三重県選挙管理委員会／三重県議会事務局

三重県内市町議会議員定数削減一覧表

三重県選挙管理委員会

H25.2.18現在

番号	都道府県・市区町村名	(旧)法定上限数	現議員の選挙時定数	削減数	削減率	次回一般選挙における新定数	新定数での削減数	新定数での削減率	現員	欠員	備考
	三重県	58	51	7	12.1%				50	1	H25.1.17選挙区調査特別委員会設置。
1	津市	38	36	2	5.3%				35	1	
2	四日市市	46	36	10	21.7%				36		
3	伊勢市	34	28	6	17.6%				28		
4	松阪市	34	30	4	11.8%	28	6	17.6%	30		H25.2.15市議会の全議員で構成する議会改革特別委員会が開かれ、7月の市議選に向けて議員定数を2名減らすことを決定した。
5	桑名市	34	30	4	11.8%	26	8	23.5%	30		H25.1.24条例改正(H26.12.5任期満了)
6	鈴鹿市	34	32	2	5.9%				32		
7	名張市	30	20	10	33.3%				20		
8	尾鷲市	26	16	10	38.5%	13	13	50.0%	15	1	H24.10.5条例改正(H25.5.30任期満了)
9	亀山市	30	22	8	26.7%	18	12	40.0%	22		H24.11.22条例改正(H26.10.31任期満了)
10	鳥羽市	26	14	12	46.2%				14		
11	熊野市	26	16	10	38.5%				15	1	
12	いなべ市	26	20	6	23.1%				20		
13	志摩市	30	22	8	26.7%	20	10	33.3%	21	1	H24.9.27条例改正(H25.10.31任期満了)
14	伊賀市	30	28	2	6.7%	24	6	20.0%	26	2	H24.3.29条例改正(H25.3.24選挙執行予定)
15	木曾岬町	18	8	10	55.6%				7	1	
16	東員町	26	14	12	46.2%				14		
17	菰野町	26	18	8	30.8%				18		
18	朝日町	18	11	7	38.9%				11		
19	川越町	22	12	10	45.5%				12		
20	多気町	22	14	8	36.4%				14		
21	明和町	26	14	12	46.2%				14		
22	大台町	22	14	8	36.4%				13	1	
23	玉城町	22	13	9	40.9%				13		
24	度会町	18	12	6	33.3%				12		現在、全員協議会にて定数見直しの方向性について検討中。
25	大紀町	18	16	2	11.1%	14	4	22.2%	16		H23.12.20条例改正(H25.2.24選挙執行予定)
26	南伊勢町	22	16	6	27.3%				14	2	
27	紀北町	22	18	4	18.2%				18		H24.9.21議員定数検討特別委員会設置。定数の見直し等について協議中。
28	御浜町	18	12	6	33.3%				12		
29	紀宝町	22	14	8	36.4%				14		
市議会議員計		444	350	6.7	21.2%	333	7.9	25.0%	344	6	※削減数、削減率については市の単純平均を明示
町議会議員計		322	206	7.7	36.0%	204	7.9	36.6%	202	4	※削減数、削減率については町の単純平均を明示
合計		766	556	7.2	27.4%	537	7.9	29.9%	546	10	※削減数、削減率については市町の単純平均を明示

旧地方自治法第91条(市町村議会議員定数の基準)			
《市議会議員定数》		《町村議会議員定数》	
人口5万未満	26人	人口2千未満	12人
人口5万以上10万未満	30人	人口2千以上5千未満	14人
人口10万以上20万未満	34人	人口5千以上1万未満	18人
人口20万以上30万未満	38人	人口1万以上2万未満	22人
人口30万以上50万未満	46人	人口2万以上	26人

資料1

各都道府県議会議員選挙における選挙区及び定数の見直し状況

◆次回選挙の執行予定等

東京都、茨城県、沖縄県以外の 44 道府県議会では、平成 27 年 4 月に統一地方選挙として、道府県議会議員選挙が執行される予定※。ただし、前回の岩手県、宮城県、福島県議会議員選挙は、東日本大震災により延期され、平成 23 年秋に執行している。

なお、沖縄県は平成 24 年 6 月に選挙を執行しており、東京都は平成 25 年 7 月、茨城県は平成 26 年 1 月に任期満了予定。

※これまで統一地方選挙の前年に選挙期日を定める特例法が公布されている。

◆検討組織の設置・検討状況

平成 25 年 2 月現在、次回の都道府県議会議員選挙に向け、定数等について検討組織を設置し、検討しているのは、47 都道府県議会のうち三重県を含む 10 道府県議会が現在検討がされている。

北海道・新潟県・愛知県・三重県・静岡県・大阪府・広島県・山口県・徳島県
大分県

・大阪府議会は平成 23 年 6 月に 21 人減、総定数 88 人の条例案を可決したが、一票の格差が広がったため、特別委員会を設置し、検討中。

なお、次回の選挙に向けて今後、検討の組織を設置する予定が、7 県議会。

山形県・福島県・兵庫県・奈良県・滋賀県・岡山県・高知県

また、次回選挙に向けて検討結果が出されているのが、3 都県議会。

東京都・茨城県・長野県

- ・東京都、長野県議会は定数、選挙区ともに現状どおり
- ・茨城県議会は平成 24 年 12 月に 2 減、総定数 63 の条例案を可決。

◆最近の（H19、H23）選挙における定数削減状況

平成19年、23年選挙で定数を削減したのは35道府県議会。

ここ最近、定数を削減していないのは10都県議会。

○平成19年選挙において定数を削減した県議会は21県。

青森県・岩手県・秋田県・山形県・千葉県・栃木県・群馬県・山梨県・新潟県
岐阜県・富山県・福井県・奈良県・広島県・島根県・山口県・徳島県・高知県
愛媛県・大分県・熊本県

○平成23年選挙において定数を削減した道府県議会は14道府県。

北海道・宮城県・愛知県・静岡県・石川県・京都府・兵庫県・和歌山県・鳥取県
香川県・福岡県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県

○最近の選挙で定数削減を実施していない都県議会は10都県

福島県・東京都・神奈川県・埼玉県・長野県・三重県・滋賀県・岡山県・長崎県
沖縄県

○次回選挙で定数を削減する府県議会は2府県

茨城県・大阪府

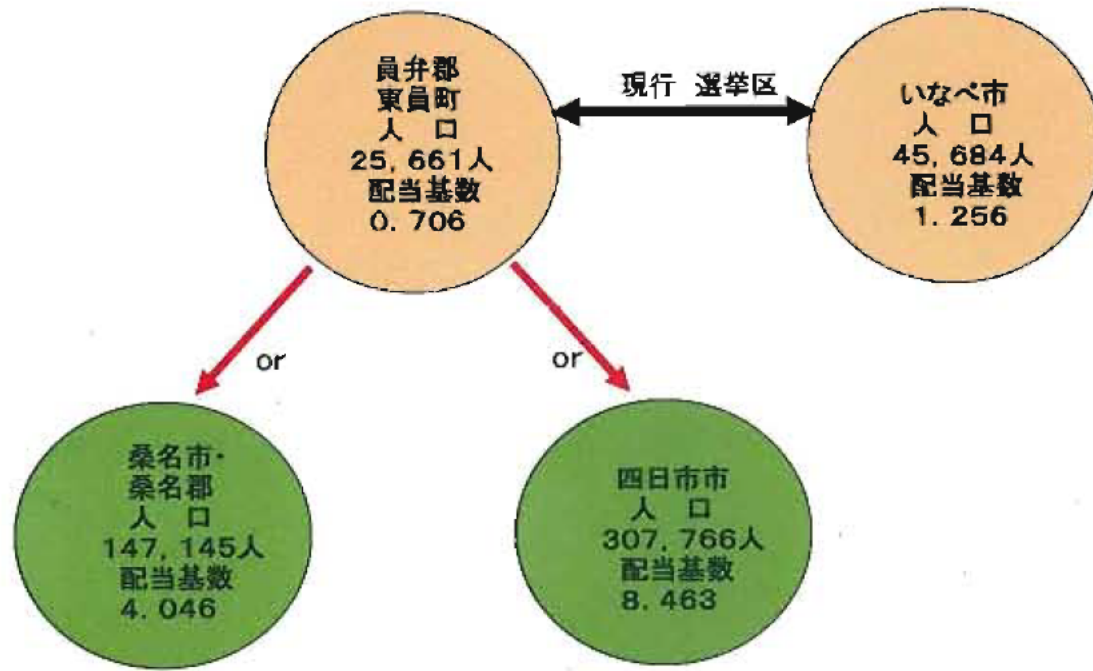
各都道府県議会議員選挙における選挙区及び定数の見直し状況

団体	◆総定数について				◆次回の一般選挙に向けた見直しについて					直近の改正内容	現在の見直し状況
	H22年 国勢調査 人口 A	総 定 数 B	議員一人 当たり 県平均人 口 A/B	一票の 格差 (特例選 挙区を除 く)	検 討 組 織 等			前回の都 道府県議 会議員一 般選挙日			
					名 称	設置時期	現在まで の開催 回数		検討結果を出す予定の時期 (定例会)		
北海道	5,506,419	104	52,946	3.60	道議会議員定数等検討協議会	H23.6月	17回	未定	H23.4.10	H22.10 改正前の総定数106について、0増2減(改正後104)とした。	人口減少が進む地域の代表を確保しながら1票の格差を是正するには、現行制度では限界があると指摘し、都道府県が条例を選挙区で自主規定できる等の法改正を今年1月総務省に要請した。H25.5月頃からH27選挙に向けた検討を行う予定。
青森県	1,373,339	48	28,611	1.95	未定	未定	—	—	H23.4.10	H18.3 改正前の総定数51について、3減(改正後48)とした。	—
岩手県	1,330,147	48	27,711	1.96	未定	未定	—	—	H23.9.11	H18.6 改正前の総定数51について、0増3減(改正後48)とした。	—
秋田県	1,085,997	45	24,133	1.76	議会運営委員会	既 設	—	—	H23.4.10	H18.3 改正前の総定数48について、1増4減(改正後45)とした。	定例会にあわせて開催し、議論を重ねているがまだ方向性は決まっていない。
宮城県	2,347,975	59	39,796	1.98	未定	未定	—	—	H23.11.13	H23. 3 改正前の総定数61について、2減(改正後59)とした。	—
山形県	1,168,789	44	26,563	1.74	山形県議会定数等検討委員会 (仮称)	H24.2月予定	—	H26.4月(一般選挙1年前) までに定数条例を改正予定	H23.4.10	H18.3 改正前の総定数46について、0増2減(改正後44)とした。	2月定例会で設置し、議論が開始されるのはH25年度からの予定。
福島県	2,029,064	58	34,984	1.86	未定	H25年度中	—	H26.9月	H23.11.20	H14.3 改正前の総定数60について、0増2減(改正後58)とした。 (その後、H18.2にも検討したが58のままとした)	—
東京都	13,159,388	127	103,617	1.92	都議会のあり方検討会	H23.9月	12回	H24.6月 ※検討済み	H21.7.12	H13.3改正 改正前の総定数127について、2増2減(変更なし)とした。	議会改革の一つのテーマとして定数、選挙区割の見直しについて検討した結果、H25.6月選挙は、現状どおりと決定した。
神奈川県	9,048,331	107	84,564	2.94	議員定数等検討委員会	既 設	—	未定(次回の一般選挙に向 けた審議は開始していない)	H23.4.10	H10.2月定例会 改正前の総定数115について、8減(改正後107)とした。 H23.第1回定例会 選挙区を47から49に変更した。	次回の選挙にむけた審議は開始していない。
千葉県	6,216,289	95	65,435	2.51	未定	未定	—	—	H23.4.10	H18.12 改正前の総定数98について、3増6減(改正後95)とした。	—
茨城県	2,969,770	65	45,689	3.09	県議会改革等調査検討会議	H23.3月	9回	H24年12月定例会 ※検討済み	H22.12.12	H13.12 改正前の総定数66について、1増2減(改正後65)とした。 H20.12 選挙区を35から36に変更した。	H24.12月、次回選挙(H26.4月)から定数63の条例案可決。一票の格差は3.09→2.68
栃木県	2,007,683	50	40,154	1.76	未定	未定	—	—	H23.4.10	H18.2 改正前の総定数54について、4減(改正後50)とした。	—
埼玉県	7,194,556	94	76,538	2.71	未定	未定	—	—	H23.4.10	H10.9月定例会 改正前の総定数95について、1減(改正後94)とした。 H23.9 選挙区を59から58に変更した。	—
群馬県	2,008,068	50	40,161	2.09	未定	未定	—	—	H23.4.10	H18.3 改正前の総定数56について、6減(改正後50)とした。	—
山梨県	863,075	38	22,713	1.91	未定	未定	—	—	H23.4.10	H18.3 改正前の総定数42について、0増4減(改正後38)とした。	—
長野県	2,152,449	58	37,111	2.20	長野県議会選挙区・定数研究会	H23.7月	11回	H24.9月 ※検討済み	H23.4.10	H13.12 改正前の総定数62について、4減(改正後58)とした。 H18.12 選挙区を30から26に変更した。	H24.10月、定数・選挙区ともに現状どおりの研究会結果を議長に提出
新潟県	2,374,450	53	44,801	2.21	新潟県議会議員定数問題等協議会	H24.2月	6回	未定	H23.4.10	H18.12 改正前の総定数60について、7減(改正後53)とした。	開催はしているが、未だ方向性は決まっていない。各党派で議論中。
愛知県	7,410,719	103	71,949	3.32	議員定数等調査特別委員会	H23.5月	3回	未定	H23.4.10	H22.10 改正前の総定数104について、2増3減(改正後103)とした。	具体的な議論が始まるのはH25.5月の予定
三重県	1,854,724	51	36,367	2.64	選挙区調査特別委員会	H25.1月	1回	未定	H23.4.10	H12.3 改正前の総定数55について、4減(改正後51)とした。 H18.3 選挙区を24から17に変更した。	—
静岡県	3,765,007	69	54,565	2.32	選挙区等調査特別委員会	H24.9月	1回	未定	H23.4.10	H22.10 改正前の総定数74について、5減(改正後69)とした。	第2回は2月末に開催予定。
岐阜県	2,080,773	46	45,234	2.97	未定	未定	—	—	H23.4.10	H18.7 改正前の総定数49人について、3減(改正後46)とした。	—
富山県	1,093,247	40	27,331	1.95	未定	未定	—	—	H23.4.10	H18.9 改正前の総定数45について、0増5減(改正後40)とした。	—
石川県	1,169,788	43	27,204	2.29	未定	未定	—	—	H23.4.10	H21.6 改正前の総定数46について、0増3減(改正後43)とした。	—
福井県	806,470	37	21,796	1.70	未定	未定	—	—	H23.4.10	H18.12 改正前の総定数40について、3減(改正後37)とした。 選挙区を15から12に変更した。	—

団体	◆総定数について				◆次回の一般選挙に向けた見直しについて				直近の改正内容	現在の見直し状況	
	H22年 国勢調査 人口 A	総 定 数 B	議員一人 当たり 県平均人 口 A/B	一票の 格差 (特別選 挙区を除 く)	名 称	設置時期	現在まで の開催 回数	検討結果を出す予定の時期 (定例会)			前回の都 道府県議 会議員一 般選挙日
京都府	2,636,092	60	43,935	1.79	未定	未定	—	—	H23.4.10	H22.10 改正前の総定数62について、1増3減(改正後60)とした。	—
大阪府	8,865,245	109	81,333	2.89	議員の定数及び選挙区並びに各選挙区において選挙すべき議員の数に関する特別委員会	H23.12月	6回	未定 (委員会設置期間は、 H26.3.31日まで)	H23.4.10	H23.6 改正前の総定数109について、21減(改正後88)とした。 現行の各選挙区の区割りを変更することなく、大阪市生野区ほかの各選挙区において選挙すべき府議会議員の数をそれぞれ1人減らし、次回H27一般選挙から総定数を109人から88人に改める。	平成23年4月選挙で大阪維新の会が過半数となり、議員定数削減の条例を可決し、次回の選挙から定数88としたが、一票の格差は2.20→2.89に広がったため、特別委員会を設置し、議論を重ねている。
兵庫県	5,588,133	89	62,788	2.99	未定	次期改選(H27年)までの適切な時期	—	次期改選(H27年)までの適切な時期	H23.4.10	H22.2 改正前の総定数92について、0増3減(改選後89)とした。	—
奈良県	1,400,728	44	31,835	1.61	未定	H25.9月予定	—	H26年6月定例会予定	H23.4.10	H18.7 改正前の総定数48について、1増5減(改正後44)とした	—
和歌山県	1,002,198	42	23,862	1.73	未定	未定	—	—	H23.4.10	H21.12 改正前の総定数46について、1増5減(改正後42)とした。	—
滋賀県	1,410,777	47	30,017	1.91	議員定数検討委員会	H25.2月予定	—	未定	H23.4.10	H14.10 改正前の総定数48について、1増2減(改正後47)とした。 H22.9月 選挙区を17から16に変更した。	検討委員会は2月に設置するが、メンバーが決まり、議論を開始するのはH25.5月の予定。
広島県	2,860,750	66	43,345	2.16	議員定数等調査特別委員会	H24.3月	4回	H25年9月定例会	H23.4.10	H18.7 改正前の総定数70について、0増4減(改正後66)とした。	論点を整理したうえで、個別に議論していく。第5回は4月に開催予定。
岡山県	1,945,276	56	34,737	2.89	議会運営委員会	既設	—	—	H23.4.10	H10.3 改正前の総定数58について、2減(改正後56)とした。	各会派で議論中。熟してきたら議会運営委員会にあげる。
鳥取県	588,667	35	16,819	1.78	未定	未定	—	—	H23.4.10	H22.10 改正前の総定数38について、0増3減(改正後35)とした。	—
島根県	717,397	37	19,389	1.78	未定	未定	—	—	H23.4.10	H18.3 改正前の総定数39について、2減(改正後37)とした。 H23.6 選挙区を14から12に変更した。	—
山口県	1,451,338	49	29,619	2.01	選挙区問題検討協議会	H23.12月	3回	H25年12月定例会 (答申の目途)	H23.4.10	H18.7 改正前の総定数53について、4減(改正後49)とした。	第4回は2月に開催予定。
香川県	995,842	41	24,289	1.96	未定	未定	—	—	H23.4.10	H20.3 改正前の総定数45について、0増4減(改正後41)とした。	—
徳島県	785,491	41	19,158	2.32	選挙区等検討委員会	H24.10月	3回	H26年2月定例会	H23.4.10	H18.4 改正前の総定数42について、1増2減(改正後41)とした。	H24.12月～H25.6月まで議員定数に関する意識調査実施中。第4回はH25.6月以降開催予定。
高知県	764,456	39	19,601	2.43	未定	H25.3月予定	—	—	H23.4.10	H18.3 改正前の総定数41について、0増2減(改正後39)とした。 平成22年国調人口に基づく見直しは行っていない。	H25.3月定例会で、定数に関する特別委員会設置予定
愛媛県	1,431,493	47	30,457	1.75	未定	未定	—	—	H23.4.10	H18.7 改正前の総定数52について、0増5減(改正後47)とした。	—
福岡県	5,071,968	86	58,976	2.33	未定	未定	—	—	H23.4.10	H22.9 改正前の総定数88について、4増6減(改正後86)とした。	—
大分県	1,196,529	44	27,194	2.13	議員定数問題調査会	H24.11月	1回	H26年第1回定例会(予定)	H23.4.10	H18.3 改正前の総定数46について、1増3減(改正後44)とした。	第2回は3月に開催予定。
佐賀県	849,709	38	22,361	1.52	未定	未定	—	—	H23.4.10	H22.4 改正前の総定数41について、0増3減(改正後38)とした。	—
長崎県	1,426,779	46	31,017	1.84	未定	未定	—	—	H23.4.10	H14.3 改正前の総定数51について、5減(改正後46)とした。 H22.2 選挙区を17から16に変更した。	—
宮崎県	1,135,233	39	29,109	1.66	未定	未定	—	—	H23.4.10	H21.2 改正前の総定数を45について、6減(改正後39)とした。 選挙区を16から14に変更した。	—
熊本県	1,817,410	49	37,090	2.26	未定	未定	—	—	H23.4.10	H18.3月 改正前の総定数55について、6減(改正後49)とした。	—
鹿児島県	1,706,242	51	33,456	2.24	未定	未定	—	—	H23.4.10	H23.3 改正前の総定数54について、1増4減(改正後51)とした。	—
沖縄県	1,392,818	48	29,017	1.53	議会運営委員会	既設	—	—	H24.6.10	H3.12 改正前の総定数47について、1増(改正後48)とした。 H19.9 改正前の総定数48について、1増1減(変更なし)とした。	平成24年6月の選挙に向け、議会運営委員会で定数等について議論した結果、現状どおりと決定した。

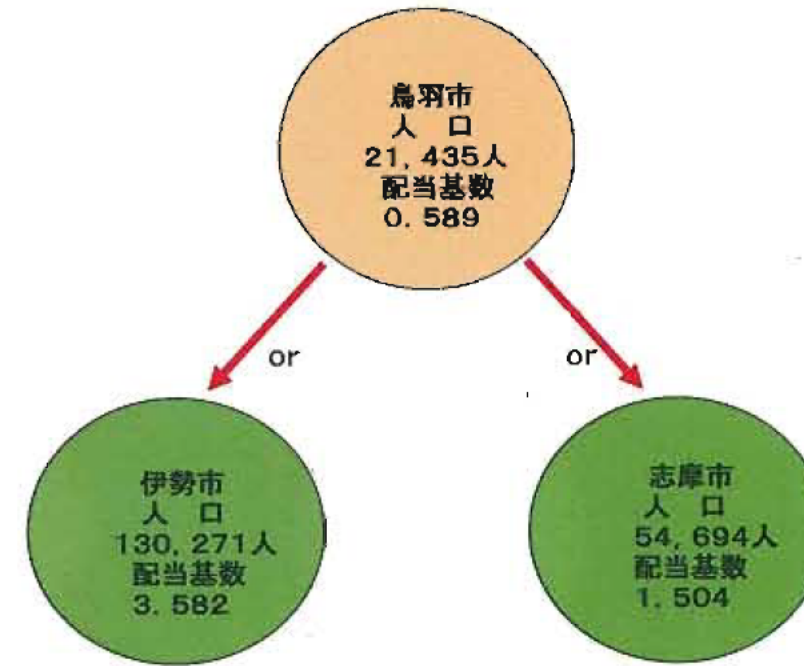
任意合区対象選挙区の考え方

1. 員弁郡東員町の場合



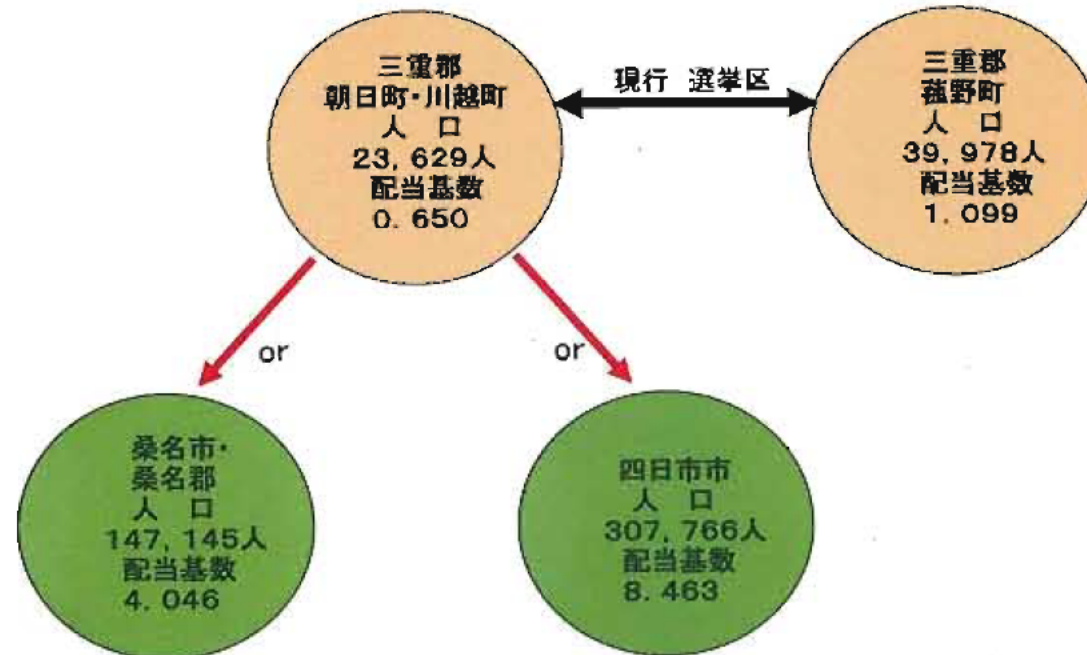
- 員弁郡東員町は配当基数0.706で、現在いなべ市と任意合区で選挙区を構成
- 員弁郡東員町は配当基数0.706なので、隣接する桑名市・桑名郡選挙区又は四日市市選挙区と合区することは可能
- 員弁郡東員町は配当基数0.706のため、1町で選挙区とすることも可能

3. 鳥羽市の場合



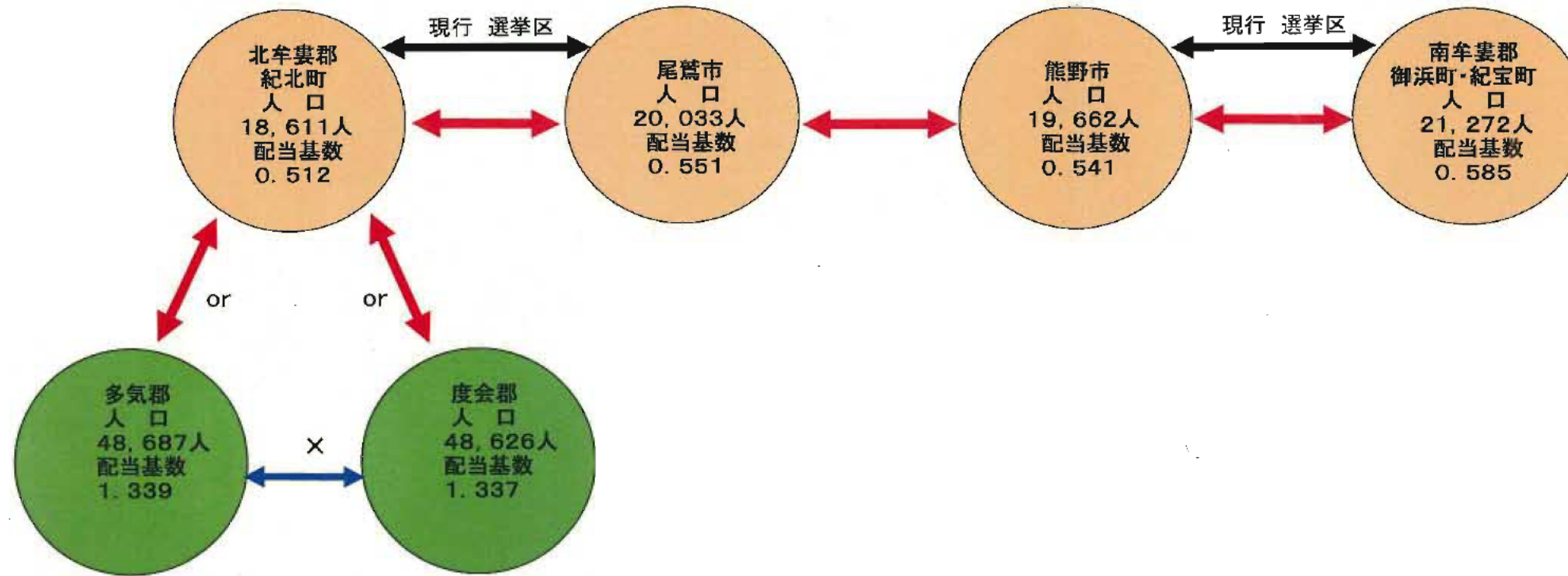
- 鳥羽市は、配当基数0.589で、任意合区対象区
- 隣接する伊勢市選挙区又は志摩市選挙区と合区することは可能
- 鳥羽市は配当基数0.589のため、1市で選挙区とすることも可能

2. 三重郡朝日町・川越町の場合(三重郡菰野町と分断)



- 三重郡朝日町・川越町は、三重郡として菰野町と3町で選挙区を構成
- 三重郡朝日町・川越町は四日市市で分断されておりかつ配当基数が0.650のため、隣接する桑名市・桑名郡選挙又は四日市市選挙区と合区することは可能
- 三重郡朝日町・川越町は、配当基数が0.650のため2町で選挙区とすることも可能
- 三重郡菰野町は配当基数が1.099のため隣接するいなべ市・員弁郡選挙区又は四日市市選挙区とは合区はできません

4. 尾鷲市、北牟婁郡、熊野市、南牟婁郡の場合



○北牟婁郡、尾鷲市、熊野市、南牟婁郡は配当基数が0.5以上1未満なので、

- ① それぞれを選挙区とすることは可能
- ② 区域が隣接する市郡を1選挙区とすることも可能。(例えば、北牟婁郡、尾鷲市、熊野市、又は尾鷲市、熊野市、南牟婁郡を1選挙区とする)
- ③ 区域が数珠つなぎとなっているため、4市郡を1選挙区とすることも可能
- ④ さらに、北牟婁郡紀北町が多気郡及び度会郡と隣接しているため、多気郡又は度会郡とで最大5市郡の選挙区を構成することも可能

三重県議会の議員の定数及び選挙区

選挙区	区域	平成19年4月8日執行 三重県議会議員選挙				平成23年4月10日執行 三重県議会議員選挙										
		人口(人) H17年国勢調査	定数51の 配当基数	現行 定数	議員1人当たり 人口 <人口/定数>	人口(人) H22年国勢調査	定数51の 配当基数	配当基数 調整数	配当基数 順位	人口割 実定数	定数増減	現行 定数	議員1人当たり 人口 <人口/定数>	面積<国土 理院>(km ²)	議員1人当たり 面積 <面積/定数>	
1	津市	津市	288,538	7.882	7	41,220	285,746	7.857	7	②	8	-1	7	40,821	710.81	101.54
2	四日市市	四日市市	303,845	8.300	7	43,406	307,766	8.463	8		8	-1	7	43,967	205.53	29.36
3	伊勢市	伊勢市	134,973	3.687	4	33,743	130,271	3.582	3	⑦	4		4	32,568	208.53	52.13
4	松阪市	松阪市	168,973	4.616	4	42,243	168,017	4.620	4	⑤	5	-1	4	42,004	623.77	155.94
5	桑名市・桑名郡	桑名市	138,963				140,290							136.61		
		木曾岬町	6,965				6,855							15.72		
		計	145,928	3.986	4	36,482	147,145	4.046	4		4		4	36,786	152.33	38.08
6	鈴鹿市	鈴鹿市	193,114	5.275	4	48,279	199,293	5.480	5		5	-1	4	49,823	194.67	48.67
7	名張市	名張市	82,156	2.244	2	41,078	80,284	2.208	2		2		2	40,142	129.76	64.88
8	尾鷲市・北牟婁郡	尾鷲市	22,103				20,033							193.16		
		紀北町	19,963				18,611							257.01		
		計	42,066	1.149	2	21,033	38,644	1.063	1		1	+1	2	19,322	450.17	225.09
9	亀山市	亀山市	49,253	1.345	1	49,253	51,023	1.403	1		1		1	51,023	190.91	190.91
10	鳥羽市	鳥羽市	23,067	0.630	1	23,067	21,435	0.589	0	⑥	1		1	21,435	107.99	107.99
11	熊野市・南牟婁郡	熊野市	21,230				19,662							373.63		
		御浜町	9,903				9,376							88.28		
		紀宝町	12,648				11,896							79.66		
		計	43,781	1.196	2	21,891	40,934	1.126	1		1	+1	2	20,467	541.57	270.79
12	いなべ市・員弁郡	いなべ市	46,446				45,684							219.58		
		東員町	25,897				25,661							22.66		
		計	72,343	1.976	2	36,172	71,345	1.962	1	①	2		2	35,673	242.24	121.12
13	志摩市	志摩市	58,225	1.591	2	29,113	54,694	1.504	1	⑧	2		2	27,347	179.72	89.86
14	伊賀市	伊賀市	100,623	2.749	3	33,541	97,207	2.673	2	④	3		3	32,402	558.17	186.06
15	三重郡	菰野町	38,986				39,978							106.89		
		朝日町	7,114				9,626							5.99		
		川越町	13,048				14,003							8.71		
		計	59,148	1.616	2	29,574	63,607	1.749	1	③	2		2	31,804	121.59	60.80
16	多気郡	多気町	15,793				15,438							103.17		
		明和町	22,618				22,833							40.92		
		大台町	11,099				10,416							362.94		
		計	49,510	1.352	2	24,755	48,687	1.339	1		1	+1	2	24,344	507.03	253.52
17	度会郡	玉城町	14,888				15,297							40.94		
		度会町	9,057				8,692							134.97		
		大紀町	10,788				9,846							233.54		
		南伊勢町	16,687				14,791							242.98		
		計	51,420	1.405	2	25,710	48,626	1.337	1		1	+1	2	24,313	652.43	326.22
計			1,866,963	51	51		1,854,724	51	43		51		51		5,777.22	
議員一人当たり人口					36,607						36,367					
同上の1/2の人口					18,304						18,184					
人口/定数 の差			亀山市 49,253	尾鷲市・北牟婁郡 21,033	2.34		亀山市 51,023				尾鷲市・北牟婁郡 19,322					2.64

※強制合区

※任意合区

※任意合区

※任意合区対象

※任意合区

※任意合区

※任意合区

※飛び地

三重県議会議員の選挙区と定数

